



接続約款変更認可申請書

東相制第14-00096号
平成27年1月19日

総務大臣
山本 早苗 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくくにしんじゅくさんちようめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長 山村 雅志

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、平成27年4月1日から実施します。
------	---------------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

- 料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
2 料金額
2-1 端末回線伝送機能
2-1-1 基本額
2-1-1-1 基本料

- 料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
2 料金額
2-1 端末回線伝送機能
2-1-1 基本額
2-1-1-1 基本料

区 分				単位	料金額	備考
(1)～(2) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(3) 端 末回線 伝送機 能(第 5条 (標準 的な接 続箇 所)第 1項の 表中第 5欄で 接続す る場 合)	端 末 回 線 に よ り 伝 送 を 行 う 機 能	ア～イ (略)	(7) 保 守の区 別がタ イプ1 -1の もの	① 平成26年4月1日か ら平成27年3月31日ま で適用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7)①A欄 に規定する料金額
				② 平成27年4月1日か ら平成28年3月31日ま で適用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7)①B欄 に規定する料金額
				③ 平成28年4月1日以 降に適用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7)①C欄 に規定する料金額
		(イ) 保 守の区 別がタ イプ1 -2の もの	① 平成26年4月1日か ら平成27年3月31日ま で適用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7)②A欄 に規定する料金額	
			② 平成27年4月1日か ら平成28年3月31日ま で適用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7)②B欄 に規定する料金額	
			③ 平成28年4月1日以 降に適用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7)②C欄 に規定する料金額	

区 分				単位	料金額	備考
(1)～(2) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(3) 端 末回線 伝送機 能(第 5条 (標準 的な接 続箇 所)第 1項の 表中第 5欄で 接続す る場 合)	端 末 回 線 に よ り 伝 送 を 行 う 機 能	ア～イ (略)	(7) 保 守の区 別がタ イプ1 -1の もの	① 平成27年4月1日か ら平成28年3月31日ま で適用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7)①A欄 に規定する料金額
				② 平成28年4月1日以 降に適用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7)①B欄 に規定する料金額
				(イ) 保 守の区 別がタ イプ1 -2の もの	① 平成27年4月1日か ら平成28年3月31日ま で適用する料金	1回線 ごとに
		② 平成28年4月1日以 降に適用する料金	1回線 ごとに		第6欄ア(7)②B欄 に規定する料金額	

(4)～ (4)-2 (略)	(略)	(ウ) (7)(4)以外のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③A欄に規定する料金額		
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③B欄に規定する料金額		
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③C欄に規定する料金額		
		エ 2 芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		6,002円
				② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		5,906円
				③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに		(略)
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		6,002円	
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		5,906円	
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに		(略)	
		(ウ) (7)(4)以外のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		6,182円	
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		6,083円	
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに		(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(4)～ (4)-2 (略)	(略)	(ウ) (7)(4)以外のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③A欄に規定する料金額		
			② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③B欄に規定する料金額		
		エ 2 芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		6,244円
				② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに		(略)
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		6,244円	
			② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに		(略)	
		(ウ) (7)(4)以外のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		6,431円	
			② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに		(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>4,367円</u>	_____
(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの		1回線ごとに	<u>4,367円</u>		

(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>4,739円</u>	_____
(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの		1回線ごとに	<u>4,739円</u>		

(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線(光局外スリッタを含まないもの)に限り1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,001円
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,953円
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,001円
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,953円
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
			③ ①②以外のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,091円
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,042円
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
	(4) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,001円	
			B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,953円	

(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線(光局外スリッタを含まないもの)に限り1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,122円	
				B 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
				A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,122円	
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	B 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
				A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,216円	
				B 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
			(4) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,122円

				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの		A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,001円	
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,953円	
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
		③ ①②以外のもの		A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,091円	
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,042円	
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
イ 光信号主端末回線 (光局外スプリッタを含むものに限り、)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区分がタイプ1-1のもの		① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,808円		
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,781円		
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,755円		

				B 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの		A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,122円	
				B 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
		③ ①②以外のもの		A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,216円	
				B 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
イ 光信号主端末回線 (光局外スプリッタを含むものに限り、)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区分がタイプ1-1のもの		① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,930円		
			② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,744円		

		(イ) 保守の区分がタイプ1-2のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,808円	
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,781円	
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,755円	
		(ウ) (7)(イ)以外のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,888円	
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,860円	
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,833円	
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

		(イ) 保守の区分がタイプ1-2のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,930円			
			② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,744円			
		(ウ) (7)(イ)以外のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,013円			
			② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,822円			
		(7) (略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)

(8) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5-2欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置に限ります。）及び端末回線により伝送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>6,301円</u>
		6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>8,611円</u>
		9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>9,451円</u>
		12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>10,291円</u>
		15Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>11,131円</u>
		18Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>11,971円</u>
		21Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>12,811円</u>
		24Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>13,651円</u>
		27Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>14,491円</u>
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>15,401円</u>
		33Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>16,241円</u>
		36Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>17,081円</u>
		39Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>17,921円</u>
42Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>18,761円</u>		

(8) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5-2欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置に限ります。）及び端末回線により伝送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>7,175円</u>
		6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>9,927円</u>
		9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>10,873円</u>
		12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>11,905円</u>
		15Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>12,851円</u>
		18Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>13,883円</u>
		21Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>14,915円</u>
		24Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>15,861円</u>
		27Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>16,893円</u>
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>17,839円</u>
		33Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>18,871円</u>
		36Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>19,903円</u>
		39Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>20,849円</u>
42Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>21,881円</u>		

2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

区 分				単 位	料金額	備考
端末回線 伝送機能 (第5条 (標準的 な接続箇 所)第1 項の表中 第1-3 欄で接続 する場 合)	光信号主端末 回線(光局外ス プリッタを含 むもの)により 1芯にて伝送 を行う機能	ア 保 守の区 別がタ イプ1 -1の もの	(7) 平成26 年4月1 日から平 成27年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,317円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(7)①欄に規 定する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(7)①欄に規 定する料金額に、 600円を加算した料 金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる 600円のうち、585 円にのみ消費税 相当額を加算す るものとします。
			(イ) 平成27 年4月1 日から平 成28年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(7)②欄に規 定する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(7)②欄に規 定する料金額に、 491円を加算した料 金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる491円 のうち、479円に のみ消費税相当 額を加算するも のとはします。

2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

区 分				単 位	料金額	備考
端末回線 伝送機能 (第5条 (標準的 な接続箇 所)第1 項の表中 第1-3 欄で接続 する場 合)	光信号主端末 回線(光局外ス プリッタを含 むもの)により 1芯にて伝送 を行う機能	ア 保 守の区 別がタ イプ1 -1の もの	(7) 平成27 年4月1 日から平 成28年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,362円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(7)①欄に規 定する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(7)①欄に規 定する料金額に、 491円を加算した料 金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる 491円のうち、479 円にのみ消費税 相当額を加算す るものとします。
			(イ) 平成28 年4月1 日から平 成29年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(7)②欄に規 定する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(7)②欄に規 定する料金額に、 502円を加算した料 金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる502円 のうち、491円に のみ消費税相当 額を加算するも のとはします。

			(ウ) <u>平成28年4月1日以降に適用する料金</u>	1回線ごとに	<u>2-1-1-1第6欄イ(7)③欄に規定する料金額に、502円を加算した料金額</u>	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる502円のうち、491円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
--	--	--	-------------------------------	--------	---	--

			(ウ) <u>平成29年4月1日以降に適用する料金</u>	1回線ごとに	<u>平成29年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、580円を加算した料金額</u>	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる580円のうち、568円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
--	--	--	-------------------------------	--------	--	--

	イ 保守 の区 別が タイ プ1 -2 の もの	(7) 平成26 年4月1 日から平 成27年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,317円	接続開始日から、1 年未満の場合に適 用します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(イ)①欄に規 定する料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の 場合に適用します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(イ)①欄に規 定する料金額に、 600円を加算した料 金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる600円 のうち、585円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。
		(イ) 平成27 年4月1 日から平 成28年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(イ)②欄に規 定する料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の 場合に適用します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(イ)②欄に規 定する料金額に、 491円を加算した料 金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる491円 のうち、479円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。
		(ウ) 平成28 年4月1 日以降に 適用する 料金	1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(イ)③欄に規 定する料金額に、 502円を加算した料 金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる502円 のうち、491円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。

	イ 保守 の区 別が タイ プ1 -2 の もの	(7) 平成27 年4月1 日から平 成28年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,362円	接続開始日から、1 年未満の場合に適 用します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(イ)①欄に規 定する料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の 場合に適用します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(イ)①欄に規 定する料金額に、 491円を加算した料 金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる491円 のうち、479円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。
		(イ) 平成28 年4月1 日から平 成29年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(イ)②欄に規 定する料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の 場合に適用します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(イ)②欄に規 定する料金額に、 502円を加算した料 金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる502円 のうち、491円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。
		(ウ) 平成29 年4月1 日以降に 適用する 料金	1回線 ごとに	平成29年4月1日 以降に適用する2 -1-1-1第6 欄イ(イ)欄に規定す る料金額に、580円 を加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる580円 のうち、568円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。

	ウ ア イ 以 外 の も の	(7) 平成26 年4月1 日から平 成27年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,383円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(ウ)①欄に規 定する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(ウ)①欄に規 定する料金額に、 617円を加算した料 金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる617円 のうち、601円に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。
		(イ) 平成27 年4月1 日から平 成28年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(ウ)②欄に規 定する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(ウ)②欄に規 定する料金額に、 505円を加算した料 金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる505円 のうち、493円に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。

	ウ ア イ 以 外 の も の	(7) 平成27 年4月1 日から平 成28年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,428円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(ウ)①欄に規 定する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(ウ)①欄に規 定する料金額に、 505円を加算した料 金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる505円 のうち、493円に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。
		(イ) 平成28 年4月1 日から平 成29年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(ウ)②欄に規 定する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(ウ)②欄に規 定する料金額に、 517円を加算した料 金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる517円 のうち、505円に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。

			(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)③欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、505円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
--	--	--	------------------------	--------	--	--

			(ウ) 平成29年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、597円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる597円のうち、585円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
--	--	--	------------------------	--------	---	--

2-1-1-2 加算料

		月額		
区分	単位	料金額	備考	
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア (略)		(略)	
	イ 1 芯式のもの	(7) (イ) 以外のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに (イ)①欄に規定する料金額
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに (イ)②欄に規定する料金額
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに (イ)③欄に規定する料金額
	(イ) 2-1-1-1 第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	158円
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	162円
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
	ウ 2芯式のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	316円
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	324円
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)

2-1-1-2 加算料

		月額		
区分	単位	料金額	備考	
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア (略)		(略)	
	イ 1 芯式のもの	(7) (イ) 以外のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに (イ)①欄に規定する料金額
			② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに (イ)②欄に規定する料金額
		(イ) 2-1-1-1 第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに
		② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
	ウ 2芯式のもの	(7) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	340円
		(イ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)

(2) 2-1-1 -1-1 第2欄ウ 欄又は第 6欄イ欄 に規定す る機能に 係る加算 料	ア 光 信 号 分 岐 端 末 回 線 に 係 る 加 算 料	(7) 当社の光屋内配線 (主として一戸建て の建物に設置される 形態により設置する ものに限ります。) を利用するもの	① 保守の 区別がタイ プ1-1のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	271円	71円
			② 保守の 区別がタイ プ1-2のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	271円	71円
			③ ①②以 外のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	279円	73円
	(イ) 当 社の 光 屋 内 配 線 (主 と し て 一 戸 建 て の 建 物 に 設 置 さ れ る 形 態 に よ り 設 置 す る も の に 限 り ま す。) を 利 用 し な い も の	① 当社が 設置した 光信号分 岐端末回 線収容キ ャビネッ ト等にそ の光信号 分岐端末 回線が収 容等され ているも の	A 保守の区 別がタイ プ1-1 のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	274円	71円
			B 保守の 区別がタイ プ1-2のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	274円	71円
			C AB以外の もの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	282円	73円
		② 協定事 業者が設 置した光 信号分岐 端末回線 収容キャ ビネット 等にその 光信号分 岐端末回 線が収容 等されて いるもの	A 保守の区 別がタイ プ1-1 のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	271円	71円
			B 保守の 区別がタイ プ1-2のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	271円	71円
			C AB以外の もの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	279円	73円

(2) 2-1-1 -1-1 第2欄ウ 欄又は第 6欄イ欄 に規定す る機能に 係る加算 料	ア 光 信 号 分 岐 端 末 回 線 に 係 る 加 算 料	(7) 当社の光屋内配線 (主として一戸建て の建物に設置される 形態により設置する ものに限ります。) を利用するもの	① 保守の 区別がタイ プ1-1のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	276円	74円
			② 保守の 区別がタイ プ1-2のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	276円	74円
			③ ①②以 外のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	284円	76円
	(イ) 当 社の 光 屋 内 配 線 (主 と し て 一 戸 建 て の 建 物 に 設 置 さ れ る 形 態 に よ り 設 置 す る も の に 限 り ま す。) を 利 用 し な い も の	① 当社が 設置した 光信号分 岐端末回 線収容キ ャビネッ ト等にそ の光信号 分岐端末 回線が収 容等され ているも の	A 保守の区 別がタイ プ1-1 のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	279円	74円
			B 保守の 区別がタイ プ1-2のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	279円	74円
			C AB以外の もの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	287円	76円
		② 協定事 業者が設 置した光 信号分岐 端末回線 収容キャ ビネット 等にその 光信号分 岐端末回 線が収容 等されて いるもの	A 保守の区 別がタイ プ1-1 のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	275円	74円
			B 保守の 区別がタイ プ1-2のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	275円	74円
			C AB以外の もの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	283円	76円

イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,808 円
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,781 円
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,755 円
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,808 円
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,781 円
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,755 円
	(ウ) (イ) 以外のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,888 円
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,860 円
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,833 円

イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,930 円
		② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,744 円
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,930 円
		② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,744 円
	(ウ) (イ) 以外のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,013 円
		② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,822 円

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

				月額	
区分	単位	料金額	備考		
2-1-1-1第2欄ウに規定する機能に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,317円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額に、600円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる600円のうち、585円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(4) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、491円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる491円のうち、479円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(6) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(4)③欄に規定する料金額に、502円を加算した料金額

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

				月額	
区分	単位	料金額	備考		
2-1-1-1第2欄ウに規定する機能に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,362円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額に、491円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる491円のうち、479円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(4) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、502円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる502円のうち、491円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(6) 平成29年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、580円を加算した料金額

	イ 保守 の区別 がタイ プ1ー 2のも の	(7) 平成26 年4月 1日か ら平成 27年3 月31日 まで適 用する 料金	1 光信号 主 端 末 回 線ごとに	2,317円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用し ます。
			1 光信号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します。
			1 光信号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄 に規定する料金 額に、600円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる600円のうち、585 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
		(イ) 平成27 年4月 1日か ら平成 28年3 月31日 まで適 用する 料金	1 光信号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します。
			1 光信号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄 に規定する料金 額に、491円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる491円のうち、479 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
		(ウ) 平成28 年4月 1日以 降に適 用する 料金	1 光信号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)③欄 に規定する料金 額に、502円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる502円のうち、491 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。

	イ 保守 の区別 がタイ プ1ー 2のも の	(7) 平成27 年4月 1日か ら平成 28年3 月31日 まで適 用する 料金	1 光信号 主 端 末 回 線ごとに	2,362円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用し ます。
			1 光信号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します。
			1 光信号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄 に規定する料金 額に、491円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる491円のうち、479 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
		(イ) 平成28 年4月 1日か ら平成 29年3 月31日 まで適 用する 料金	1 光信号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します。
			1 光信号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄 に規定する料金 額に、502円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる502円のうち、491 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
		(ウ) 平成29 年4月 1日以 降に適 用する 料金	1 光信号 主 端 末 回 線ごとに	平成29年4月1 日以降に適用す る2-1-1- 2第2欄イ(イ)欄 に規定する料金 額に、580円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる580円のうち、568 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。

	ウ アイ以外のもの	(7) <u>平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金</u>	1 光信号主端末回線ごとに	2,383円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、617円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる617円のうち、601円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(イ) <u>平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金</u>	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、505円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる505円のうち、493円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

	ウ アイ以外のもの	(7) <u>平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金</u>	1 光信号主端末回線ごとに	2,428円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、505円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる505円のうち493円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(イ) <u>平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金</u>	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、505円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)③欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、505円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
--	--	--	------------------------	---------------	--	--

			(ウ) 平成29年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、597円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる597円のうち、585円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
--	--	--	------------------------	---------------	---	--

別表4 違約金

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区 分		違約金の額
接続申込者が、第34条の13（複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い）第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金	(1) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合	接続を終了した日（以下、この表において「終了日」といいます。）から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額（以下、この表において「低減額」といいます。）及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息（年1.14%の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。）を加算した額
	(2)～(3) (略)	(略)

別表4 違約金

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区 分		違約金の額
接続申込者が、第34条の13（複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い）第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金	(1) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合	接続を終了した日（以下、この表において「終了日」といいます。）から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額（以下、この表において「低減額」といいます。）及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息（年1.01%の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。）を加算した額
	(2)～(3) (略)	(略)

附 則（平成22年7月30日東相制第10-56号）

（実施時期）

1 （略）

（経過措置）

2 （略）

（1）-1 端末回線伝送機能 （基本料）

区 分			単位	料金額	月額備考
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	4 芯 式 の も の	ア 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	12,364円
			イ 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	12,166円
			ウ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)

（1）-2 端末回線伝送機能 （加算料）

区 分			単位	料金額	月額備考
専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	4 芯 式 の も の		ア 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	632円
			イ 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	648円
			ウ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)

附 則（平成22年7月30日東相制第10-56号）

（実施時期）

1 （略）

（経過措置）

2 （略）

（1）-1 端末回線伝送機能 （基本料）

区 分			単位	料金額	月額備考
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	4 芯 式 の も の	ア 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	12,863円
			イ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)

（1）-2 端末回線伝送機能 （加算料）

区 分			単位	料金額	月額備考
専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	4 芯 式 の も の		ア 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	680円
			イ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、平成27年4月1日から実施します。